

平成23年6月

平成23年3月31日までに太陽光発電からの余剰電力受給契約の
申込みをされたお客さまからの購入料金単価について

標記のお客さまにつきましては、「平成23年6月30日までに受給開始する場合」に、平成22年度の購入料金単価（太陽光発電設備単独の場合：48円/kWh、他自家発電設備等併設の場合：39円/kWh）を適用することとしておりました。

しかしながら、この度の東日本大震災の影響により、住宅建設のための資材が不足している状況等を踏まえ、経済産業省資源エネルギー庁から要請があったことを受け、下記のとおり取扱いを変更することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1 変更後の取扱い

平成23年3月31日までに太陽光発電からの余剰電力受給契約の申込みをされたお客さまからの購入料金単価は、平成23年6月30日までに受給を開始したか否かにかかわらず、平成24年3月31日までに受給を開始した場合は、平成22年度の購入料金単価を適用することといたします。

2 お問い合わせ先

内容についてご不明な点がございましたら、最寄りの営業所へお問い合わせ下さい。

当社営業所の連絡先は、「電気ご使用量のお知らせ」および当社HPでご確認いただけます。

http://www.kyuden.co.jp/company_outline_index_eigyosyo.html



ずっと先まで、明るくしたい。